

## バーゼル委員会による気候関連金融リスク開示の提案 — 第三の柱の下での銀行固有の開示 —

小立 敬

### ■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は2023年11月29日、気候関連金融リスクの開示に関する市中協議文書を公表した。これは、第三の柱という銀行固有の開示の枠組みの中で気候関連金融リスクの開示を求めるものである。市中協議文書は、第三の柱に関する初期的作業と予備的提案を市中協議に諮るものとする一方、2024年には最終化させ、2026年から適用することを目指すとしている。
2. 市中協議文書は、銀行勘定における気候関連金融リスクについて定性的開示と定量的開示を提案する。定性的開示に関しては、気候関連金融リスクに関する銀行のガバナンス、戦略、リスク管理および集中リスクについて開示を求めることが提案されている。
3. 定量的開示については、移行リスクとしてセクター別エクスポージャーと投融資に関わる温室効果ガス（GHG）排出量であるファイナンス・エミッション、物理的リスクとして地域別エクスポージャーについて共通に開示を求めることを検討している。また、各法域の裁量の下で開示を要求するものとして、①エネルギー効率レベル別のモーゲージ・ポートフォリオの不動産エクスポージャー、②物理的産出量当たり排出原単位、③資本市場業務や金融アドバイザー業務に係るファシリテーター・エミッションが提案されている。
4. 市中協議文書が最終化されれば、銀行はカウンターパーティからGHG排出量に関する情報を入手したりする作業が必要になってくるだろう。また、気候関連金融リスク管理のための体制整備も一段と求められる。気候関連金融リスクへの対応は日進月歩で進展していくことが予想される。気候関連金融リスクに関する第三の柱の整備とともに、気候関連金融リスクの管理・監督の枠組みに関しても引き続きフォローアップが必要であろう。

### 野村資本市場研究所 関連論文等

- ・小立敬「気候リスクに対応する金融監督・規制の現在と将来—バーゼルⅢはどのように対応できるのか?—」『野村サステナビリティクォーターリー』2022年春号。
- ・小立敬「気候関連金融リスクのバーゼル規制上の取扱い—提案されたプリンシプル・ベースの監督・規制の枠組み—」『野村サステナビリティクォーターリー』2022年冬号。

## I バーゼル委員会による市中協議文書の公表とこれまでの経緯

バーゼル銀行監督委員会（BCBS、以下、バーゼル委員会）は2023年11月29日、気候関連金融リスク（CRFR）の開示に関する市中協議文書を公表した<sup>1</sup>。バーゼル委員会の2023～24年の作業プログラムでは、主要な課題の一つに気候関連金融リスクが掲げられており、気候関連金融リスクへの対応は、バーゼル委員会の取組みの中でも優先度の高い作業として位置づけられている。市中協議文書は、銀行勘定における気候関連金融リスクの定量的・定性的な開示要件（フォーマットの例示を含む）を提案するものである。なお、トレーディング勘定は開示の対象外である。

バーゼル委員会による気候関連金融リスクに関する検討は、2020年2月の気候関連金融リスク・タスクフォース（TFCR）の設置にさかのぼる。TFCRは2020年4月、バーゼル委員会のメンバー法域における気候関連金融リスクの監督・規制の現状についてサーベイを行った<sup>2</sup>。バーゼル委員会はその後、気候リスクのドライバー（要因）を特定し、銀行セクターにどのように影響するかを把握するため、学術論文を踏まえながら気候リスク・ドライバーと波及経路を分析した報告書を2021年4月に公表した<sup>3</sup>。同時に気候関連金融リスクの計測手法に関する報告書も公表している<sup>4</sup>。

これらの分析作業を通じてバーゼル委員会は、気候リスク・ドライバーを信用リスクやマーケット・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクといった既存のリスク・カテゴリーと独立に捕捉するのではなく、既存のリスク・カテゴリーの中で気候リスク・ドライバーを捕捉可能という認識に至った。すなわち、バーゼル委員会としては、現行のバーゼル規制の枠組みの中で気候関連金融リスクに対応する考えである。

そのような方針の下でバーゼル委員会は、包括的なアプローチで気候関連金融リスクに対応しようとしており、監督上の最低基準である第一の柱（Pillar1）と、銀行の自己検証と監督当局によるその妥当性の検証の枠組みである第二の柱（Pillar2）に関する対応はすでに提示されている。具体的には、気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則（以下、諸原則）というガイドラインが2022年6月に策定されている<sup>5</sup>（図表1）。諸原則は、銀行や銀行システムの健全性に関する監督・規制の実質的な最低基準であるバーゼル・コア・プリンシプルと第二の柱である監督検証プロセスに基づくガイドラインとの位置づけである。また、現行の第一の柱の枠組みを前提に、自己資本比率のリスク・アセット（信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスク）や流動性カバレッジ比率（LCR）において気候関連金融リスクをどのように捉えるのかを明確化する観点から、2022年12月にFAQが策定されている<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> BCBS, “Disclosure of climate-related financial risks,” Consultative document, 29 November, 2023. 市中協議文書へのコメント期限は2024年2月29日となっている。

<sup>2</sup> BCBS, “Climate-related financial risks: a survey on current initiatives,” April 2020.

<sup>3</sup> BCBS, “Climate-related risk drivers and their transmission channels,” April 2021.

<sup>4</sup> BCBS, “Climate-related Risks – Measurement Methodologies,” April 2021.

<sup>5</sup> BCBS, “Principles for the effective management and supervision of climate-related financial risks,” June 2022.

<sup>6</sup> BCBS, “Frequently asked questions on climate-related financial risks,” December 2022.

図表1 「諸原則」における気候関連金融リスクの管理のための原則

コーポレート・ガバナンス	
原則1	銀行は、気候関連リスク・ドライバーが銀行の事業や経営環境に及ぼす潜在的な影響を理解し、評価するための健全なプロセスを構築し、適用すべきである。銀行は、様々なタイムホライズンで顕在化するおそれのある重大な気候関連金融リスクを考慮し、これらのリスクを全体的な事業戦略およびリスク管理の枠組みに組み込むべきである。
原則2	取締役会および上級管理職は、気候関連の責任をメンバーおよび/または委員会に明確に割り当て、気候関連金融リスクを実効的に監督すべきである。さらに、取締役会および上級管理職は、組織にわたる気候関連リスク管理の責任を特定すべきである。
原則3	銀行は、気候関連金融リスクの実効的な管理を確保するために、組織全体で実施される適切な方針、手続および管理を採用すべきである。
内部統制フレームワーク	
原則4	銀行は、重大な気候関連金融リスクの健全かつ包括的で実効的な識別、測定および緩和を確保するため、3つのディフェンス・ラインにわたる内部統制フレームワークに気候関連金融リスクを組み込むべきである。
自己資本および流動性の充足度	
原則5	銀行は、気候関連金融リスクを特定し、定量化し、関連するタイムホライズンで重要と評価されたものについて、適切な場合にはストレス・テスト・プログラムを含む、資本・流動性の充足度に関する内部評価プロセスに組み込むべきである。
リスク管理プロセス	
原則6	銀行は、自己資本や流動性ポジションを含む財務状況を著しく損なうおそれのあるすべての気候関連金融リスクを特定し、モニタリングし、管理すべきである。銀行は、リスク・アパタイトとリスク管理の枠組みにおいて、自らがエクスポージャーを有するあらゆる重大な気候関連金融リスクを考慮し、これらのリスクを特定、測定、モニタリング、管理するための信頼できるアプローチを確立するべきである。
経営によるモニタリング、レポートニング	
原則7	リスク・データの集計能力と内部リスク報告実務は、気候関連金融リスクを考慮すべきである。銀行は、取締役会および上級管理職の実効的な意思決定を確保するために、内部報告システムが重大な気候関連金融リスクをモニタリングし、タイムリーな情報を作成できるよう努めるべきである。
信用リスクの包括的管理	
原則8	銀行は、気候関連リスク・ドライバーが信用リスク・プロファイルに及ぼす影響を理解し、信用リスク管理システムおよびプロセスが重大な気候関連金融リスクを考慮することを確保すべきである。
マーケット、流動性、オペレーショナル、その他のリスクの包括的管理	
原則9	銀行は、気候関連リスク・ドライバーがマーケット・リスクのポジションに及ぼす影響を理解し、マーケット・リスク管理システムおよびプロセスが重大な気候関連金融リスクを考慮することを確保すべきである。
原則10	銀行は、気候関連のリスク要因が流動性リスク・プロファイルに及ぼす影響を理解し、流動性リスク管理システム及びプロセスが気候関連の重大な金融リスクを考慮することを確保すべきである。
原則11	銀行は、気候関連リスク・ドライバーがオペレーショナル・リスクに及ぼす影響を理解し、リスク管理システムとプロセスが重大な気候関連リスクを考慮することを確保すべきである。銀行はまた、気候関連リスク・ドライバーが他のリスクに及ぼす影響を理解し、重要な場合にはこれらのリスクを説明するための適切な措置を講じるべきである。これには、戦略リスク、レピュテーション・リスク、規制コンプライアンスのリスクの増大につながるおそれのある気候関連リスク・ドライバーおよび気候に影響されやすい投資や事業に関連する賠償責任コストが含まれる。
シナリオ分析	
原則12	銀行は、適切な場合には、シナリオ分析を利用して、自らのビジネスモデルおよび戦略の一連の妥当な気候関連経路に対する強靭さを評価し、気候関連リスク・ドライバーが銀行のリスク・プロファイル全体に及ぼす影響を決定すべきである。これらの分析は、関連するタイムホライズンにわたる信用、マーケット、オペレーショナルおよび流動性リスクの要因として、物理的および移行リスクを考慮すべきである。

(出所) BCBS, “Principles for the effective management and supervision of climate-related financial risks”より野村資本市場研究所作成

バーゼル委員会は最近、諸原則について情報提供の観点から内部の議論を明らかにするニュースレターを發出しており、その中で以下の点を指摘している<sup>7</sup>。これらの点からは、各法域における諸原則の完全な適用にはまだ道半ばであることが窺われる。

- 諸原則の公表後、監督当局や銀行は諸原則の適用を進めているが、さらなる作業が必要である
- 諸原則の完全な適用を図るには、銀行と監督当局による能力と専門性を向上させるための継続的な努力と十分な資源が必要である
- 気候関連金融リスクの分析に用いられる手法とデータは未だ進化を遂げている一方、データの利用可能性と質の向上は継続的に焦点を当てるべき分野であり、銀行は、信頼性の高いまたは比較可能なデータが入手できない場合、リスクの結果の制約と感度を踏まえながら、中間段階として合理的な代理変数や仮定を内部報告における代替手段として用いることを検討することが求められる
- バーゼル委員会は、気候関連金融リスクに関わる作業に高い優先順位を与えており、できる限り早期の適用を支える進展を引き続きモニタリングする方針である

バーゼル委員会による気候関連金融リスクへの取組みとして、開示を通じて市場規律を促す第三の柱（Pillar3）として位置づけられるのが今般公表された市中協議文書である。これにより、すでに明らかにされている第一の柱、第二の柱に加えて、第三の柱における気候関連金融リスクへの対応が明らかになった。

バーゼル委員会は、主に国際的に活動する銀行を対象とする第三の柱の検討に当たって、気候開示の一貫性や比較可能性、信頼性を向上させる国際的な枠組みの発展に関して注意深くモニタリングしてきたとし、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の議論を踏まえていることを強調している。また、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を含む国際基準設定機関とともに開示ベースラインの調整を諮ってきたとする。ISSBは、国際会計基準（IFRS）を策定するIFRS財団の下で、企業のサステナビリティ情報の開示基準を検討する組織である。ISSBは、サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1号）と気候関連開示（IFRS S2号）を2023年6月に公表し、2024年1月1日以降に開始する事業年度から適用することを明らかにしている<sup>8</sup>。

市中協議文書は、ISSBの枠組みを補完しながら、銀行固有の第三の柱の開示に関する初期的作業と予備的提案を市中協議に諮るものとして位置づけられている。市中協議文書は、ISSBの適用とそれに関する経過措置を踏まえて2026年1月1日から適用を行うことを目指す方針を明らかにしている。

次章では、バーゼル委員会が明らかにした市中協議文書の概要を整理する。

<sup>7</sup> BCBS, “Newsletter on the implementation of the Principles for the effective management and supervision of climate-related financial risks,” 21 November, 2023.

<sup>8</sup> 公開草案に関しては、板津直孝「IFRS サステナビリティ開示基準の策定動向—公開草案で具体化された開示要件—」『野村サステナビリティクォーターリー』2022年夏号を参照。

## II バーゼル委員会の市中協議文書の概要

市中協議文書は、銀行勘定の気候関連金融リスクに関する定性的な開示と定量的な開示の要件（テーブル、テンプレートの例示を含む）を明らかにした。市中協議文書は、その提案に関する意義と実現可能性に対するフィードバックをパブリック・コメントで求めるとともに、市中協議文書で提案されている指標以外に、市場参加者が銀行の気候関連金融リスクを評価することを可能にする指標についてもフィードバックを求めている。

### 1. 定性的な開示要件

市中協議文書は、定性的な開示の要件として、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④移行リスク、物理的リスク、集中リスクという項目を挙げている。これらの開示項目に関連して市中協議文書は、テーブル CRFRA および CRFRB を例示している。

#### 1) ガバナンス

バーゼル委員会は、諸原則に規定されたガバナンスへの期待と調和を図りながら、気候関連リスクの監視に関わるガバナンス・ストラクチャーに関する情報や気候関連リスクに対する経営者の役割に関する記述を開示することを検討している。

#### 2) 戦略

諸原則において銀行の戦略に関する期待が定められていることを踏まえて、予測や移行計画によるフォワードルッキングな情報の開示を含め、銀行がエクスポージャーを有する気候関連金融リスクの削減・緩和を図る戦略に関する情報を開示することが検討されている。

#### 3) リスク管理

気候関連金融リスクの管理に関する諸原則の要件を踏まえて、銀行がリスク管理に関連する組織やプロセス、手続について開示することが検討されている。自己資本や流動性ポジションを含む財務状況を損うおそれのある気候関連金融リスクを特定し、評価し、管理する手法に関する情報も含まれる。

#### 4) 移行リスク、物理的リスク、集中リスク

集中リスクは、例えば、干ばつが特定地域の農民のあらゆる融資に影響するように、気候関連の物理的、移行リスクに関するドライバーがマイクロ、マクロ経済の波及経路を通じてエクスポージャーに影響し、銀行に重大な財務損失をもたらす。このような集中リスクへの銀行のリスク・プロファイルを市場参加者が評価・比較できるよう、移行リスクや物理的リスクの重大なエクスポージャーの開示が検討されている。

## 2. 定量的な開示要件（共通開示項目）

市中協議文書は、銀行勘定の気候関連金融リスクに関する定量的な開示の要件として、例えば、移行リスクに関しては、セクター別のエクスポージャーおよびファイナンスド・エミッション、物理的リスクに関しては、地域別のエクスポージャーについて銀行共通に（義務的に）開示を求めることを検討している。

### 1) セクター別エクスポージャー

気候リスク・ドライバーと波及経路を分析したバーゼル委員会の報告書では、政府の政策や技術、市場のセンチメントの変化から低炭素経済への移行に敏感なセクターがあり、移行リスクの経済的・金融的影響はセクターで異なることが認識された。移行リスクから収入低下や信用損失の増加、業務コスト、法的コスト、規制コストの増加によって収益性に影響すれば、銀行のリスク・プロファイルに影響が生じる。

そこで市中協議文書は、非金融会社へのエクスポージャーをセクター毎に開示するかどうかについて検討していることを明らかにしている。そうした情報が開示されると、銀行におけるセクター毎のエクスポージャーの集中度が明確になり、低炭素経済への移行に伴う銀行に対する影響を評価できるようになるとする。

具体的には、世界産業分類基準（GICS）に基づいてカウンターパーティを産業別に分類し、気候関連財務インパクトが大きいと TCFD が認識するエネルギー、交通、鉱物・建設、農業・食料・林産物の各産業に含まれる 18 のサブセクター<sup>9</sup>に関しては、重要ではないものも含めてエクスポージャーを集計する一方、それ以外の産業分類において重要ではないエクスポージャーは、「その他のセクター」としてまとめて集計することが検討されている（テンプレート CRFR1）。

### 2) ファイナンスド・エミッション

ファイナンスド・エミッションとは、融資や投資に関連する温室効果ガス（GHG）排出量を指し、スコープ3の一部を構成する<sup>10</sup>。一般に銀行のGHG排出量ではファイナンスド・エミッションが重要な割合を占める。すなわち、スコープ1、スコープ2、ファイナンスド・エミッションを含むスコープ3の開示は、銀行の移行リスクへのエクスポージャーとともにリスク・プロファイルへの影響を明らかにする。

<sup>9</sup> TCFD の最終報告書は、Box 2 において、気候関連財務インパクトが大きく追加的なガイダンスを必要とする非金融グループとして、①石油・ガス、②石炭、③電気事業者、④航空貨物、⑤旅客航空輸送、⑥海上輸送、⑦鉄道輸送、⑧トラック・サービス、⑨自動車・部品、⑩金属・鉱業、⑪化学薬品、⑫建設資材、⑬資本財、⑭不動産管理・開発、⑮飲料、⑯農業、⑰加工食品・食肉、⑱紙・森産物のサブセクターを挙げている（TCFD, “Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures,” Final Report, June 2017）。

<sup>10</sup> GHG プロトコルの下、スコープ1は企業が直接排出するGHG、スコープ2は企業活動に伴って間接的に排出されるGHG、スコープ3はサプライチェーンの中で排出されるスコープ1、スコープ2以外のGHGであり、ファイナンスド・エミッションを含む15のカテゴリーに整理されている。PCAFは、ファイナンスド・エミッションの計測に関するガイダンスを策定している（PCAF, “Financed Emissions,” The Global GHG Accounting & Reporting Standard, Part A, Second edition, December 2022）。

図表 2 移行リスク：セクター別のエクスポージャーおよびファイナンスド・エミッション  
(テンプレート CRFR1)

	オンバランス項目													オフバランス項目	
	総帳簿価額			引当金		マチュリティ					GHGファイナンスド・エミッション				
	金額	%	うち不良債権	総引当金	うち不良債権	5年以下	5年超10年以下	10年超20年以下	20年超	加重平均マチュリティ	スコープ1、スコープ2、スコープ3 (MtCO2e)	うちスコープ3	スコープ1、スコープ2、スコープ3の予測 (MtCO2e)		予測年
セクター															
産業グループ															
産業															
サブセクター															
...															
その他セクター															
総計		100													

(注) 1. 総帳簿価額は、銀行の財務諸表における引当金控除後の融資、債務証券およびエクイティの額。  
 2. 報告期間中に発生する GHG 排出量は、GHG プロトコルに従って測定し、MtCO2e により表示。  
 (出所) BCBS, “Disclosure of climate-related financial risks” (Consultative document)より野村資本市場研究所作成

テンプレート CRFR1 は、セクター別エクスポージャーに加えて、銀行が CO2 換算トン基準 (MtCO2e) に基づくファイナンスド・エミッションを開示する例を示している (図表 2)。開示の対象は、非金融会社および規制上のリテールに含まれる中小中堅企業 (SME) を対象とする融資や債務証券、エクイティによる銀行勘定におけるエクスポージャーである。

### 3) 物理的リスクの地域別エクスポージャー

バーゼル委員会の報告書は、物理的リスクについて、①極端な気候変動に関連する気象イベント、②長期的な気候の段階的シフト、③気候変動の間接的な影響の深刻さと頻度の増大に伴う経済コストや財務損失として定義している。バーゼル委員会は、市場参加者がエクスポージャーの地理的区分に基づいて銀行のリスク・プロファイルをより理解できるようにするため、銀行が物理的リスク (急性リスク、慢性リスク) の対象となる地域または場所ごとにエクスポージャーを開示すべきかを検討している。市中協議文書は、その例としてテンプレート CRFR2 を示している (図表 3)。

図表 3 物理的リスク：地域別のエクスポージャー (テンプレート CRFR2)

	総帳簿価額			引当金		マチュリティ				
	金額	%	うち不良債権	総引当金	うち不良債権	5年以下	5年超10年以下	10年超20年以下	20年超	加重平均マチュリティ
気候変動物理的リスクの対象となる地理的地域または場所										
うち企業向け										
うち居住用・商業用不動産担保融資										
...										
気候変動物理的リスクの対象となる地理的地域または場所の合計										
気候変動物理的リスクの対象とならない地理的地域または場所の合計										
気候変動物理的リスクの対象となるかを銀行が判断できない地理的地域または場所の合計										
総計		100								

(注) 気候変動物理的リスクの対象となる地理的地域または場所は、各国当局の裁量により決定。  
 (出所) BCBS, “Disclosure of climate-related financial risks” (Consultative document)より野村資本市場研究所作成

#### 4) 銀行固有の定量指標

バーゼル委員会の報告書は、気候リスク・ドライバーが銀行の信用リスクを高める可能性があることを指摘している。そこで市中協議文書は、信用の質、特に不良債権や引当金に係るエクスポージャーを開示することによって、市場参加者がセクターや地域毎のエクスポージャーの信用の質を理解するために資するものかを検討しているとする。すなわち、テンプレート CRFR1 およびテンプレート CRFR2 では、銀行固有の定量指標として信用の質やマチュリティ・ラダー<sup>11</sup>（残存期間）に関する情報が含まれている。

#### 5) 銀行による予測情報

銀行は、気候関連金融リスクに関連するデータやシステム、そして将来予測モデルを継続的に開発している。バーゼル委員会は、特定セクターのカウンターパーティの移行に向けた取組みに対する銀行のエクスポージャーを市場参加者が評価できるようにするため、予測を含むフォワードルッキングな情報の開示を求めることを検討している。ただし、予測情報の開示は強制的なものではなく、銀行が予測する態勢を構築できた場合にのみ要求するとしている。

バーゼル委員会は、①セクター別のファイナンスド・エミッションに関する定量的開示、②特に戦略やリスク管理に関する定性的開示、③物理的産出量当たりの排出原単位（emission intensity）、④資本市場業務や金融アドバイザー業務に関連するファシリテーションに関するファシリテーターテッド・エミッション（facilitated emission）の予測情報は、銀行のリスク・プロファイルに関して市場参加者に有益な情報を提供するとする。そこで市中協議文書は、テンプレート CRFR1 に加えて、物理的産出量当たり排出原単位に係るテンプレート CRFR4、ファシリテーターテッド・エミッションに関するテンプレート CRFR5 において予測情報を含めることを提案している。

### 3. 各法域の裁量に基づく定量的な開示

バーゼル委員会は、気候関連金融リスクに関連する分析については、専門性やデータのレベルが世界的に区々であって、開示の一貫性や比較可能性に必要な国際的に合意された要件や手法を欠いた発展途上の分野であるとする。そこで市中協議文書は、①エネルギー効率レベル別のモーゲージ・ポートフォリオの不動産エクスポージャー、②物理的産出量当たりの排出原単位、③ファシリテーターテッド・エミッションに関しては、各法域に共通に開示を求める項目ではなく、各国当局の裁量の下で開示を求める追加的な開示項目として提案している。

<sup>11</sup> 5年以下、5年超10年以下、10年超20年以下、20年超のバケットが設定され、株式や満期の定めのない金融商品は「20年超」に区分される。なお、マチュリティ・ラダーとは、一般的に金利リスク管理において使われるリスク管理ツールであり、資産・負債を金利更改期で整理したものを指すことが多い。

図表 4 エネルギー効率レベル別のモーゲージ・ポートフォリオの不動産エクスポージャー  
(テンプレート CRFR3)

	総帳簿価額	エネルギー効率レベル					エネルギー効率レベルを把握・推計できない金額
		0以上 100以下	100超 200以下	200超 300以下	300超 400以下	400超 500以下	
居住用不動産担保ローン							
商業用不動産担保ローン							
占有により取得した担保(居住用・商業用不動産)							
<b>総計</b>							
うちエネルギー効率レベル(推計)							

- (注) 1. エネルギー効率レベルの情報は、カウンターパーティから収集するか、カウンターパーティ・レベルの情報がない場合には銀行が推定。  
2. 複数の不動産に関連するエクスポージャーのエネルギー効率は、各担保のエネルギー効率に対応するエネルギー効率レベルの下で分割され、別々に開示。

(出所) BCBS, “Disclosure of climate-related financial risks” (Consultative document)より野村資本市場研究所作成

### 1) エネルギー効率レベル別の不動産エクスポージャー

国連によると、不動産は世界の GHG 排出量の約 20% (欧州では最大で 36%) と GHG 排出量の相当の割合を占めている。バーゼル委員会は、各法域が不動産の GHG 排出量削減を図るための法規制を適用することで銀行のモーゲージ・ポートフォリオ内の不動産エクスポージャーや担保が移行リスクの対象となる可能性があることを指摘する。

そこで市中協議文書は、エネルギー効率レベル別のモーゲージ・ポートフォリオの不動産エクスポージャーとして、不動産や担保に係るエネルギー消費量 (例えば、kWh/m<sup>2</sup>) に基づくエネルギー効率レベル別のバケットに対応するエクスポージャーの開示を追加的な開示項目として提案している (テンプレート CRFR3)。

### 2) 物理的産出量当たりの排出原単位

移行リスクがあるセクターに対する排出原単位のより高い融資ポートフォリオは、とりわけ炭素税その他の政策、技術、市場や投資家の選好 (または排除) による変化に伴い、特に排出原単位の高さが低い事業収入に関係しているときに、気候関連金融リスクが高くなるとする。

銀行のファイナンスド・エミッションを評価する際、絶対排出量のみで評価するとエクスポージャーの質や規模の要素を欠くことになる。バーゼル委員会は、セクター別の物理的産出量当たりのファイナンスド・エミッションがカウンターパーティから銀行に波及する移行リスクの合理的な代替指標となるどうかを検討しており、物理的産出量当たりの排出原単位を考慮すれば、排出原単位の比較可能性を市場参加者に提供できるとする。ただし、カウンターパーティからデータ入手が難しい場合には、そのことが課題となることを認識している。

市中協議文書は、各法域の裁量の下、物理的産出量当たり排出原単位の開示を提案する (テンプレート CRFR4)。排出原単位は、各セクターの MtCO<sub>2</sub>e で計測され、例えば、石油・ガスはギガジュール当たり CO<sub>2</sub> 換算トン、旅客航空輸送や海上輸送は輸送距離当たり CO<sub>2</sub> トン、化学は産出量の CO<sub>2</sub>/トンが単位となる。

図表 5 物理的産出量当たりの排出原単位（テンプレート CRFR4）

	報告年			予測情報					
	総帳簿価額	基準単位	物理的産出量 当たりのGHG 排出原単位の 値	物理的産出量 当たりのGHG 排出原単位		物理的産出量 当たりのGHG 排出原単位		PiT ディスタンス	
				-A年の値	基準年(A年)	-B年の値	基準年(B年)		基準年
セクター									
産業グループ									
産業									
サブセクター									
...									
その他のセクター									
総計									

- (注) 1. 基準単位は、各セクターにおける物理的産出量当たりの GHG 排出原単位を MtCO<sub>2</sub>e に基づいて説明（例えば、CO<sub>2</sub> e/kWh、CO<sub>2</sub> e/旅客 km、製品の CO<sub>2</sub> e/t）。
2. 予測情報は、物理的産出量当たり tCO<sub>2</sub>-e（CO<sub>2</sub> 換算トン）で表される、A（または B）年以前に達成される銀行による予測値。基準年 A（または B）は達成をコミットした年（2030年、2050年等）。
3. PiT ディスタンスは、年 A（または B）の予測値に対する物理的産出量当たり GHG 排出原単位の値の比率。基準年は PiT ディスタンスを計測した年 A（または B）。

(出所) BCBS, “Disclosure of climate-related financial risks” (Consultative document)より野村資本市場研究所作成（説明のため項目の表記を一部修正）

### 3) ファシリテーター・エミッション

一般にファシリテーター・エミッションは、株式引受けや証券化を含む資本市場サービスや金融アドバイザー・サービスの提供に伴うカウンターパーティの排出量を指す。これらは手数料ビジネスであることから、投資や融資とは異なり企業の財務諸表で認識されることはない。バーゼル委員会は金融向け炭素会計パートナーシップ（PCAF）がファシリテーター・エミッションの計測手法を開発するプロセスにあることに留意すると述べており、計測はそれが前提となると考えられる<sup>12</sup>。

市中協議文書は、各法域の裁量の下、資本市場業務および金融アドバイザー業務に関するファシリテーター・エミッション（スコープ1、2および3）の開示を求めた提案を行っている（テンプレート CRFR5）。

図表 6 ファシリテーター・エミッション（テンプレート CRFR5）

	資本市場・金融アドバイザー業務1				資本市場・金融アドバイザー業務2				総計	
	金額	GHGファシリテーター・エミッション -スコープ1、 2、3(MtCO <sub>2</sub> e)	GHGファシリテーター・エミッション の予測値 -スコープ1、 2、3(MtCO <sub>2</sub> e)	予測基準年	金額	GHGファシリテーター・エミッション -スコープ1、 2、3(MtCO <sub>2</sub> e)	GHGファシリテーター・エミッション の予測値 -スコープ1、 2、3(MtCO <sub>2</sub> e)	予測基準年	金額	GHGファシリテーター・エミッション -スコープ1、 2、3(MtCO <sub>2</sub> e)
セクター										
産業グループ										
産業										
サブセクター										
...										
その他のセクター										
総計										

- (注) 1. 金額は、選択された手法に基づくファシリテーションされた金額。
2. 報告期間中にファシリテーションされた MtCO<sub>2</sub>e で表される GHG 排出量（スコープ1、2および3）。

(出所) BCBS, “Disclosure of climate-related financial risks” (Consultative document)より野村資本市場研究所作成（説明のため項目の表記を一部修正）

<sup>12</sup> PCAFは2023年12月、ファシリテーター・エミッションの計測に関するガイダンスを公表している（PCAF, “Facilitated Emissions,” The Global GHG Accounting & Reporting Standard, Part B, First Version, December 2023）。

### Ⅲ 今後の留意点

バーゼル委員会は、気候関連金融リスクの開示に係る第三の柱の枠組みを策定するための第一歩を示すものとして市中協議文書を位置づけている。市中協議文書は、その提案に関する意義と実現可能性へのフィードバックとともに、提案した指標の他に気候関連金融リスクを評価することを可能にする指標についてもフィードバックを求めており、提案に関連して計 51 もの質問を市中協議に諮っている。さらに、開示のためのフォーマットについてもあくまでも例示として位置づけられている。気候関連金融リスクに係る第三の柱の枠組みは、発展段階にある規律であると述べられており、最終化に至るまでにまだ多くの議論を要することを窺わせる。

もっとも、バーゼル委員会は、市中協議文書に対するパブリック・コメントに加えて、他の基準設定機関による今後の進展も踏まえつつ、2024 年下期において改定された提案または最終提案を公表することを目指すとしている。バーゼル委員会としては、第三の柱の枠組みの策定に向けて今後検討を加速することが予想される。

気候関連金融リスクの開示に係る第三の柱の枠組みが最終化されると、銀行は開示への対応のために、カウンターパーティから MtCO<sub>2</sub>e ベースの GHG 排出量に関連する情報を入手・推計したり、場合によっては、モーゲージ・ポートフォリオに係るエネルギー効率レベルの情報を入手・推計したりする作業が必要になってくるだろう。また、諸原則ではすでに気候関連金融リスクの管理のための体制整備を銀行に要求しているが、定性的開示に伴い一段と整備を図ることが求められよう。

一方、バーゼル委員会による気候関連金融リスクに対する対応については、第一の柱、第二の柱、そして第三の柱による包括的アプローチによって進められている。すでに公表されている第一の柱、第二の柱の下での対応に加えて、市中協議文書が公表されたことによって第三の柱における大まかな方向性が明らかになった。ただし、第一の柱については自己資本規制に関連して、気候関連金融リスクに対して資本賦課を要求する議論が燻っており<sup>13</sup>、自己資本比率に関連する議論の動向には引き続き注意を要する。

いずれにしても、2050 年までのネットゼロが世界的な目標となる中で、気候関連金融リスクへの対応は日進月歩で進展していくことが予想される。気候関連金融リスクに係る第三の柱の枠組みの整備とともに、気候関連金融リスクの管理・監督の枠組みに関連する検討状況に関しても引き続きフォローアップが必要であろう。

<sup>13</sup> 気候関連金融リスクに関する第一の柱の下での資本賦課の議論に関しては、小立敬「気候リスクに対応する金融監督・規制の現在と将来—バーゼルⅢはどのように対応できるのか?—」『野村サステナビリティクォーターリー』2022 年春号を参照。